

フランスにおける放送の自由と規制

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透

【目次】

はじめに

I 放送法の変遷

- 1 2013年改正までの経緯
- 2 オランド政権による公共放送政策

II 1986年法及び2013年改正の概要

- 1 放送の自由の宣言
- 2 視聴覚高等評議会（CSA）
- 3 公共放送に関する規定

おわりに

<参考> 「コミュニケーションの自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号」の構成

翻訳：公共放送の独立性に関する2013年11月15日の法律第2013-1028号

はじめに

放送⁽¹⁾の自由を保障し、一方で自由の濫用を防止し、あるいは自由を守るために規制することに関しては、各国においてその事情に応じた制度が整備されている。フランスの放送は長い国営の歴史を経て1970年代に公共放送に移管され、1980年代にようやく放送事業が自由化されて民営放送が誕生し、それに対応して自由と規制に関する施策と立法が進められた。放送が国民生活に浸透し影響力が増すにつれ、また社会経済の変化、技術革新、新たな形態のサービスの誕生と共に、規制が必要となる領域は急速に拡大してきた。

本稿では、2012年に就任したフランソワ・オランド（François Hollande）大統領の政権下における「公共放送の独立性に関する2013年11月15日の法律第2013-1028号」⁽²⁾（及びそれに伴う組織法律2013-1026号⁽³⁾）の制定後の放送規制機関、政府、議会及び放送事業主体の相互関係について公共放送を中心に概観し、併せて同法を訳出する。

I 放送法の変遷

1 2013年改正までの経緯

フランスにおいて、現在につながる総合的な「放送法」に相当するものは「コミュニケーションの自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号」（以下「1986年法」）⁽⁴⁾であり、

(1) フランスの放送関連法規において、テレビ及びラジオ放送に相当する語は通常 *communication audiovisuelle* が用いられている。その直訳は「視聴覚コミュニケーション」であるが、本稿では適宜「放送」の訳語を用いた。

(2) Loi n° 2013-1028 du 15 novembre 2013 relative à l'indépendance de l'audiovisuel public. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2013/11/15/2013-1028/jo/texte>> 以下、インターネット情報は2016年2月29日現在である。

(3) Loi organique n° 2013-1026 du 15 novembre 2013 relative à l'indépendance de l'audiovisuel public. <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi_organique/2013/11/15/2013-1026/jo/texte>

「レオタール法⁽⁵⁾」とも呼ばれる。

その後の改正はこの1986年法を改正する形で実施され、主なものとして、1989年の「コミュニケーションの自由に関する1986年9月30日の法律を改正する1989年1月17日の法律第89-25号」⁽⁶⁾、2000年の「コミュニケーションの自由に関する1986年9月30日の法律を改正する2000年8月1日の法律第2000-719号」⁽⁷⁾、2009年の「視聴覚コミュニケーション及びテレビの新しい公共サービスに関する2009年3月5日の法律第2009-258号」⁽⁸⁾及び「フランステレビジョン、ラジオフランス及びフランス国外の視聴覚放送を担う会社の長の任命に関する2009年3月5日の組織法律第2009-257号」⁽⁹⁾、そして本稿で取り上げる2013年の2法による改正（以下「2013年改正」）が挙げられる⁽¹⁰⁾。

2009年の2件の改正は、デジタル放送やインターネットの時代の新たな公共放送の在り方を目指し、そのためガバナンスと財政面での政府の関与と主導を強化する当時のサルコジ大統領の意欲が強く反映された内容であった。具体的には、公共放送から広告を段階的に廃止し収入減を国庫支出により補填すること、受信料の国税化、公共放送5社の組織統合の推進、各公共放送機関の長の任免を大統領の権限としたこと等である⁽¹¹⁾。

2 オランダ政権による公共放送政策

2012年5月、政権が交代し社会党のオランダ大統領が就任したことにより、ニコラ・サルコジ (Nicolas Sarkozy) 政権とは異なる方向性を含む公共放送政策が改めて示されることとなった。

まずガバナンスの面では、2013年6月5日の大臣会議発表において、独立規制機関である視聴覚高等評議会 (Conseil supérieur de l'audiovisuel、以下「CSA」) の機能強化、具体的にはCSAの構成における大統領の関与の縮小及び公共放送機関の長の任免を2009年の改正前に戻しCSAの権限とすること、並びにCSAによる放送事業者等への制裁手続の改善を提示した。後述のとおり、これらは2013年改正により実現した。

一方財政面では、公共放送機関への国庫支出について、財政事情を反映した厳しい施策を実施している。フランステレビジョンを例にとると、予算の削減、特に政府補助金につ

(4) Loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication. <https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000000512205>

(5) フランソワ・レオタール (François Léotard) は右派のフランス民主連合 (UDF) に属した政治家。社会党のミッテラン大統領の下で右派のシラクが組閣した第一次コアビタシオン (保革共存、1986年3月～1988年5月) において文化大臣に就任した。

(6) Loi n° 89-25 du 17 janvier 1989 modifiant la loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication. <https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000000321869>

(7) Loi n° 2000-719 du 1 août 2000 modifiant la loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000402408&categorieLien=id>>

(8) Loi n° 2009-258 du 5 mars 2009 relative à la communication audiovisuelle et au nouveau service public de la télévision. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2009/3/5/2009-258/jo/texte>>

(9) Loi organique n° 2009-257 du 5 mars 2009 relative à la nomination des présidents des sociétés France Télévisions et Radio France et de la société en charge de l'audiovisuel extérieur de la France. <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi_organique/2009/3/5/2009-257/jo/texte>

(10) 公役務として国営放送が行われていた時代から1986年法の制定、1989年の改正に至るまでの放送の自由と公平性の変遷については、高山直也「フランスのテレビ放送と多元主義の原則」『外国の立法』No.236, 2008.6, pp.173-185. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000247_po_023602.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> を参照。

(11) サルコジ大統領による公共放送の改革については、新田哲郎「フランス・公共放送改革2年—財源と組織改編で揺れる改革の道筋—」『放送研究と調査』717号, 2011.2, pp.28-38. <https://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2011_02/110203.pdf>; 鈴木尊紘「新公共放送サービスに係る関連2法の制定」『外国の立法』No.240-1, 2009.7, pp.10-11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000067_po_02400106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> を参照。

いては年ごとに漸減し 2017 年までにゼロにすると決定した⁽¹²⁾。ただし広告放送については、サルコジ政権が示していた全面廃止の目標を撤回し、既に実施されていた 20 時から翌日 6 時までの廃止にとどめ、広告収入の継続を保障した。

II 1986 年法及び 2013 年改正の概要

前述のとおり 2013 年改正も 1986 年法の改正という形態をとっている。そこで以下では、1986 年法の概要を示しつつ 2013 年における主な改正箇所について紹介することとする。条文番号は 1986 年法のものである。なお、2013 年改正時点の 1986 年法の構成を参考として末尾に示す。

1 放送の自由の宣言

1986 年法は冒頭に各章から独立した条文が置かれ、第 1 条は「電子的公共コミュニケーションは自由である (La communication au public par voie électronique est libre.)」という宣言の一文で始まる。しかしすぐ後の第 2 項において、その自由の制限について以下のように規定され、これが放送の規制の根拠となっている。

「この自由の行使は、一方においては人格の尊厳、他者の自由と所有権及び思想と意見の諸潮流の表現の多元的性格の尊重により、他方においては児童と未成年の保護、公共秩序の維持、国防上の必要性、公共奉仕のための必要性、コミュニケーション手段に固有の技術的制約により、及び視聴覚的創作を発展させるための必要性により求められる場合においてのみ制限される。」

2 視聴覚高等評議会 (CSA)

第 3-1 条において CSA が「視聴覚コミュニケーションの自由の行使を保障する公共独立機関」とされその役割の概要が列挙されており、続く第 1 章 (第 4 条～第 20-4 条) 全体が CSA に関する規定に充てられている。これは CSA の重要性が非常に高い証左と言える。また前述のとおり 2013 年改正は CSA に関する規定が主眼の一つであるため、以下に CSA について詳しく紹介する。⁽¹³⁾

(1) CSA の構成

2013 年改正により、CSA の人員構成は 9 名から 7 名へ変更された。改正以前は、共和国大統領が任命する 3 名 (評議会の長を含む)、元老院 (上院) 議長が指名する 3 名、国民議会 (下院) が指名する 3 名という構成であったが、大統領は評議会の長を任命できるのみとなり権限が抑制された。また、各院がそれぞれ 3 名を構成員に指名する際は文化的事項を所管する常任委員会において 5 分の 3 以上の合意を経ることが同改正により規定され、これにより議会内与野党の多元性を反映し集約できるとされている。

構成員は、評議会の長を除き 2 年ごとに 3 分の 1 が改選される。65 歳を超えては任命されない。また、放送関係企業あるいは公選職との兼職は認められない。

(12) オランド政権による公共放送予算削減策とその影響の実態については、新田哲郎「経済低迷下のフランス公共放送—経費削減と合理化で揺らぐ経営の自立—」『放送研究と調査』771 号, 2015.8, pp.84-97. <https://www.nhk.or.jp/bunken/research/oversea/pdf/20150801_8.pdf> を参照。

(13) 以下の CSA に関する解説については、CSA の公式サイト (<http://www.csa.fr/>) を参照した。

なお、機関としての CSA は 300 人規模の職員を擁し、2015 年の予算は 3779 万ユーロ（約 47 億円）である。

(2) CSA の任務

CSA の任務は、歴史的にはまず放送における政治的多元性の実現の監視があり、続いて社会的・文化的課題への対応、さらに資本関係の規制等経済的課題への対応及び技術面の許認可・調整機関としての任務が加わり、現在では広範なものとなっている。現行の 1986 年法で定められている主なものは以下のとおりである。対象は、フランスにおける公共・民営の全国・地方・海外向けのテレビ放送、ラジオ放送及びオンデマンド・サービスであり、地上波放送、ケーブルテレビ、衛星放送等の各種送受信形態を含む。また、アナログ、デジタルを問わない。

- ①電波監理と放送事業者への周波数割当て
- ②放送局開設・運営の許認可及び協定
- ③放送内容の監視⁽¹⁴⁾
- ④年次報告の作成
- ⑤放送機関の義務違反に対する勧告・制裁
- ⑥公共放送機関の長の任免
- ⑦政府、議会若しくは放送関係の公的機関からの諮問に応じた、又は主体的な調査及び意見提示

このうち、フランスにおける放送規制の特徴が現れている③、及び 2013 年に改正が行われた⑤について以下に解説する。また、⑥については 3 で解説する。

(3) 放送内容の監視

CSA が監視の対象としている点は、テレビ放送の場合、以下のとおりである。なお、ここで言う監視活動は放送内容を直接に視聴することだけではなく、ある課題に関する実態調査の実施や報告書の提出を放送各社に求める行為も含む。

①政治的多元性

多元性の尊重は民主主義の根幹をなす、という考え方はフランスの公共放送において徹底している。CSA は、公共放送における政治番組及び一般番組における政治家等の政治的発言時間を集計して大統領、多数派（政権及び議会与党）及び議会野党や議席を持たない政党等の割合を確認し、政治的多元性の実現状況を監視している。また、選挙の実施時においては、公式政見放送に関し多元性の観点から勧告・規制を行う。

②報道と番組内容にかかる倫理

人の尊厳の尊重、公共秩序の維持、人種・性別・風習・宗教・国籍等による差別の禁止、情報の真正性と不偏性、裁判報道における被疑者・未成年者等の扱い、プライバシーの尊重等、放送倫理の遵守についての監視を行う。

③児童及び未成年者の保護

フランスの社会は、テレビで暴力シーンや性的描写を児童や未成年者の眼に触れさせることに対して非常に厳しい。CSA では、そうした内容を含む番組について、視聴

(14) 放送された内容についての監視であり、事前の検閲は行わない。なお、この目的のため、CSA は膨大な放送内容を記録・視聴するシステムと部署を備えている。

を不適とする年齢に応じた5段階のカテゴリーを定め放送時間帯の規制を行うと共に、警告マークを定め放送事業会社に表示を義務付けている。オンデマンド・サービスにおいても同様に5段階のカテゴリーを定め、パスワード認証等のアクセス規制を行っている。⁽¹⁵⁾

④ 広告

CSAは広告放送の内容についても監視を行う⁽¹⁶⁾。また、スポンサーの行為やテレビショッピング番組も放送による宣伝活動の一環として監視の対象となる。

⑤ フランス及びヨーロッパ文化の擁護と称揚

フランスが自国文化の保護に非常に熱心であることはよく知られている。こうした保護政策は当然放送分野にも及んでおり、「映画及び視聴覚作品の放送、特に視聴率の高い時間帯においては、ヨーロッパの作品が少なくとも60%、オリジナルがフランス語で表現された作品が少なくとも40%を占めなければならない」という量的規制が法律レベルで規定され、CSAはその遵守を監視している。

なお、ラジオ放送については、民営ラジオ局が音楽番組を放送する場合、「フランス語で表現された楽曲が少なくとも40%を占めなければならない」とされている。

⑥ 社会の多様性の表出

人種・民族・性別・障害等、フランスの現実社会の多様性が番組の内容に偏りなく表現されているか監視を行う。

⑦ 女性の権利の尊重

性差別、ステレオタイプな女性描写、女性に対する暴力等の観点から問題はないか監視を行う。なお、CSAは、放送関連組織の人員構成における男女数の均衡（パリティ）の適正な実現にも留意している。

⑧ アクセシビリティ

テレビ放送が視覚あるいは聴覚に障害がある者にもアクセス可能となる手段（字幕、手話、音声解説等）の実施状況を監視する。

⑨ フランス語の擁護と称揚

CSAは放送分野においてフランス語の擁護と称揚を推進する立場にある。特に専門用語についての英語の増加に対しフランス語での言い換えを奨励する。CSAは具体的な言い換えの提案も行っている。

(4) 報告担当官の設置

放送事業者、オンデマンド・サービス事業者、衛星放送網の運営会社が、法による規制や免許交付における契約に違反した場合、CSAは制裁を行う権限を有する。手順としては、まず注意等による改善要求が出され、改善されなければ「催告（mise en demeure）」が書面で送付され、公開される。さらに厳しい措置が必要な場合には制裁手続が開始される。

この制裁手続の整備も、CSAに関する2013年の主要改正である。「追及の開始（engagement

(15) 内閣府「第1章 各国政府の有害情報に対する規制の現状（政府の規制、民間による規制）4. 放送」『平成26年度フランス・韓国における有害環境への法規制及び非行防止対策等に関する実態調査研究（HTML版）』<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou/h26/1_04.html>を参照。

(16) ただし、広告規制機構（ARPP）が関係者に事前に管理を行うのに対し、CSAは事前に検閲を行うものではない。

(17) コンセイユ・デタ（Conseil d'État）は、最高行政裁判所であると同時に、法律に関する政府からの諮問に応じる諮問機関でもある。「国務院」と訳されることもある。

des poursuites)」及び「事前審査 (instruction préalable)」と制裁の決定を分け、前者は司法に属する者から任命される「報告担当官 (rapporteur)」が CSA とは独立して行い、CSA はその報告書と提案を受けて審議を行うこととなった。報告担当官は、CSA の意見を徴した後、現職の行政裁判機関構成員の中からコンセイユ・デタ⁽¹⁷⁾の副院長により任命される。任期は4年である。

3 公共放送に関する規定

現在フランスには、フランステレビジョン (France Télévisions)、ラジオフランス (Radio France)、フランス・メディア・モンド (France Médias Monde)⁽¹⁸⁾、ARTE⁽¹⁹⁾ 及び国立視聴覚研究所 (Institut national de l'audiovisuel: INA)⁽²⁰⁾ の5つの公共放送機関が存在する。これらの機関が組織上あるいは運営上、CSA、政府及び議会とどのように関わっているか、フランステレビジョンについて紹介する。

(1) 組織

フランステレビジョンは、公共テレビ放送5社⁽²¹⁾等を統合する会社である。2010年にそれまでの持株会社から「共同会社 (entreprise commune)」に移行し統合を強化した。経営委員会は会長ほか14名の委員からなり、任期は5年である。会長以外の委員の内訳は、議会両院の文化的事項を所管する常任委員会が指名する国会議員2名、政府の代表5名、CSA が指名する有識者5名 (うち1名は全国規模の消費者保護団体の代表者とするのが2013年改正で規定された)、及びフランステレビジョンの代表2名である。

フランステレビジョンの会長は、傘下5社の会長を兼ねる。2013年の最も重要な改正は、公共放送機関の会長の任免が再びCSAの権限・任務となったことである。会長の候補者はCSAに推薦され、CSAの構成員の過半数の賛成により任命される。任期は5年である。会長は任命後2か月以内に両院議長及び両院の所管の常任委員会に運営方針書を提出しなければならない。また、CSAは会長の就任から4年後に会社の業績について評価し意見を表明する。この意見は両院の所管の常任委員会に通知される。

(2) 目標手段契約 (COM)

目標手段契約 (Contrats d'Objectifs et de Moyens: COM) は、3~5年間の公共放送としての中期経営目標と実施手段を政府と協議して決定し、その財源を政府が保証する契約である。現行のものは2013年に締結された2013~2015年を対象とするCOMである。

議会両院の文化的事項、経済的事項を所管する常任委員会及びCSAは、契約締結前にCOMの送付を受け、意見を提出することができる。契約後においては、達成状況、予算収支等を記す年次報告が議会及びCSAに送付される。

(18) France 24 (3か国語によるニューステレビ放送)、RFI (Radio France International、国際ラジオ放送)、及びMCD (Monte Carlo Doualiya、アラビア語による国際放送) の国際放送3社を傘下に置く持株会社。2008年設立。1986年法等における「フランス国外の放送を担う会社」に相当する。

(19) 1992年に設立された仏独共同出資のテレビ局。

(20) 1974年に設立されたフランスの放送番組の収集・記録・保存・提供、視聴覚関係の研究等を行う機関。放送番組の法定納本機関でもある。近年は保存番組のデジタル化やその活用を積極的に推進している。

(21) France 2 (F2)、France 3 (F3)、France 4 (F4)、France 5 (F5、旧名 La Cinquième) 及び海外領土で公共放送を行う France Ô (旧名 RFO)。

(22) デクレ (décret) は、政令に相当。

(3) 業務運営規則

公共放送会社は政府と業務運営規則 (cahier des charges) を協議し、デクレ⁽²²⁾により決定される。1986年法を始めとする放送関連法の規定の遵守・運用形態についてもここに個別具体的に定められ、例えば2に挙げたフランス語作品の量的規制は公共放送であるフランステレビジョンとして法の規定よりも高い数値が設定されるなどしている。

この規則の協議に当たり、CSAは政府の諮問を受け意見を表明する。実施状況の年次報告はCSAから議会両院の文化的事項を所管する常任委員会へ送付される。

おわりに

本稿で採り上げた2013年改正以降、2015年に「デジタル波第二次分配と地上波デジタルテレビの現代化の遂行に関する2015年10月14日の法律第2015-1267号」⁽²³⁾が制定され、これにより1986年法は時代の要請に応じてさらに改正された。従来型のテレビ放送のデジタル放送及びハイビジョン放送への移行⁽²⁴⁾に加え、さらに大きなインパクトを持つインターネット上でのコンテンツのオンライン配信サービスの拡大、ネットワーク・テレビやスマートフォン等受信装置の多様化等は、いずれも従来の放送モデルを根本から変革しつつある。こうした新しいサービスの展開においても公共放送が主導的な役割を担っているフランスのような国においては特に、放送と国及び規制機関、放送と法の関係についての問い直しが迫られている。

(とよだ とおる)

(23) Loi n° 2015-1267 du 14 octobre 2015 relative au deuxième dividende numérique et à la poursuite de la modernisation de la télévision numérique terrestre. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2015/10/14/2015-1267/jo/texte>>

(24) フランスでは2005年に地上デジタル放送 (télévision numérique terrestre: TNT) が開始され、2011年11月にアナログ放送が終了している。2016年4月には大半のテレビ放送がハイビジョンに移行した。

<参考>

「コミュニケーションの自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号」の構成
(2013 年 10 月末現在)

第 1 条～第 3-1 条

第 1 章：視聴覚高等評議会（第 4 条～第 20-4 条）

第 2 章：視聴覚通信サービス

第 1 節：電波を使用するサービス

第 1 款：周波数割当ての原則（第 21 条～第 22 条）

第 2 款：不特定多数への視聴覚コミュニケーションサービス以外に適用する規則（第 23 条）

第 3 款：不特定多数への視聴覚コミュニケーションサービスに適用する規則（第 25 条～第 32 条）

第 2 節：視聴覚高等評議会が割り当てる周波数を用いないネットワークにより配信される視聴覚コミュニケーションサービスに適用される規定

第 1 款：視聴覚高等評議会が割り当てる周波数を用いないネットワークにより配信される視聴覚コミュニケーションサービスの開設（第 33 条～第 33-2 条）

第 2 款：視聴覚高等評議会が割り当てる周波数を用いないネットワークにより配信されるラジオ及びテレビ放送サービス（第 34 条～第 34-5 条）

第 3 節：認可に基づく視聴覚コミュニケーションサービス全体に適用する規定（第 35 条～第 42-15 条）

第 4 節：視聴覚コミュニケーションサービス全体の共通規定（第 43 条～第 43-1 条）

第 5 節：この法律に従うべきテレビ又はオンデマンドの視聴覚メディアのサービスの定義（第 43-2 条～第 43-10 条）

第 3 章：視聴覚コミュニケーションにおける公共部門（第 43-11 条～第 57 条）

第 4 章：国営会社 TF1 の廃止（第 58 条 - 第 69 条）

第 5 章：映画制作の発展（第 70 条～第 73 条）

第 6 章：罰則規定（第 74 条～第 79-6 条）

第 7 章：諸規定（第 80 条～第 95-1 条）

第 8 章：視聴覚放送の現代化に関する規定

第 1 節：デジタルテレビ放送の普及範囲の拡大（第 96 条～第 98-2 条）

第 2 節：地上アナログテレビ放送の廃止⁽²⁵⁾（第 99 条～第 105 条）

第 9 章：経過規定及び最終規定（第 106 条～第 108 条）

(25) この節のタイトルは、「デジタル波二次分配と地上波デジタルテレビの現代化の遂行に関する 2015 年 10 月 14 日の法律第 2015-1267 号」による 1986 年法の改正に伴い「聴取者の援助と情報」へ変更されている。この援助とは、デジタル化やハイビジョン化により既存機器で視聴ができなくなる視聴者への補助施策等のことである。

公共放送の独立性に関する 2013 年 11 月 15 日の法律第 2013-1028 号

Loi n° 2013-1028 du 15 novembre 2013 relative à l'indépendance de l'audiovisuel public

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透訳
調査及び立法考査局フランス法研究会* 訳

【目次】

第 1 節 コミュニケーションの自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号を改める諸規定

第 2 節 諸規定、経過規定及び最終規定

第 1 節 コミュニケーションの自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号を改める諸規定

第 1 条

コミュニケーションの自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 3-1 条第 1 項中「独立[機関]」を「法人格を有した独立公共[機関]」とする。

第 2 条

同法第 4 条を次のように改める。

1° 最初の 2 項を次のように改める。

「視聴覚高等評議会 [Conseil supérieur de l'audiovisuel⁽¹⁾: CSA] は、共和国大統領のデクレ⁽²⁾により任命する 7 名⁽³⁾で構成する。

「3 名の構成員は、国民議会議長が指名し、他の 3 名の構成員は、元老院議長が指名する⁽⁴⁾。当該構成員は、各議会において、文化的事項を所管する常任委員会が秘密投票により有効投票の 5 分の 3 の多数をもって合意した意見を徴した後、経済、法律若しくは専門技術の分野における識見又は視聴覚若しくは電気通信部門等のコミュニケーションの領域における専門的な経験に基づいて、指名する。視聴覚高等評議会への指名に当たっては、女性と男性が同数となるよう努めるものとする。」

2° 第 5 項を次の 2 項に改める。

「視聴覚高等評議会は、その長を除き、2 年ごとに 3 分の 1 ずつを新たに選任する。

「評議会の構成員は、65 歳を超える者を任命することはできない。」

3° 末尾より 2 番目の項 [第 8 項] の第 1 文中「6」を「4」とする⁽⁵⁾。

* この翻訳は、調査及び立法考査局フランス法研究会の平成 27 年 4 月から 7 月までの活動の成果であり、Loi n° 2013-1028 du 15 novembre 2013 relative à l'indépendance de l'audiovisuel public (https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000028199587) を訳出したものである。翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の指導を受けた。当会の構成メンバー (当時) は、岡村美保子、北岡健司、古賀豪、近藤倫子、高澤美有紀、坪井伸樹、寺倉憲一、豊田透、服部有希、濱野恵、真子和也、和田絢子である。本稿におけるインターネット情報は、2016 年 2 月 29 日現在のものである。また、[] 内は訳者補記である。

(1) audiovisuel (直訳では「視聴覚」) 又は communication audiovisuelle (同じく「視聴覚コミュニケーション」) が「放送」にあたる。法律の訳出に当たっては基本的に直訳を用いたが、必要に応じ適宜「放送」の訳語も用いた。

(2) デクレ (décret) は、政令に相当。

(3) 改正前は、共和国大統領が指名する 3 名、両院議長が各々指名する 6 名の、計 9 名で構成された。

(4) 同第 4 条に共和国大統領が評議会の長を任命する規定があり、合わせて 7 名となる。

(5) 構成員の減少に伴い定足数を減じる改正。

第 3 条

同法第 5 条を次のように改める。

1° 第 2 項を次のように改める。

「知的財産権法典に規定する場合を除き、評議会の構成員は、直接的か間接的かを問わず、視聴覚、映画、出版、報道、広告又は電気通信に関する企業において、職務を行い、構成員就任前の業務に対する報酬以外の報酬を受け取り、利害関係を保持し又は労働契約を結ぶことができない。構成員が、その任命の際、これらの企業において利害関係を保持し、労働契約を結び又は業務の報酬を得ている場合には、3 か月以内に適法な状態としなければならない。」

2° 第 4 項を次のように改める。

a) 「[第 2] 項」の次に、「又は第 5 項」を加える。

b) 「3 分の 2 の多数」を、「過半数」に改める。

3° 第 5 項末尾の「案件」以下を、次のように改める。「審査中の [案件については…]。評議会の構成員及び元構成員は、審議の内容について守秘義務を負う。」

4° 末尾より 2 番目の項 [第 7 項] を次のように改める。

a) 末尾の文章中「3 分の 2」を削る。

b) 次の文章を加える。

「第 5 項に規定する義務に違反した場合にも、同様の条件に従い、給与の一部又は全額の支払を行わない。」

第 4 条

同法第 17-1 条第 1 項を次のように改める。

1° 「又はテレビの」を「、テレビ又はオンデマンドの視聴覚メディアの」に改める。

2° 「番組の提供」を「番組及びサービスの提供」に改める。

第 5 条

同法第 3-1 条末尾の項の前に、次の項を加える。

「視聴覚高等評議会は、サービスの提供者と、視聴覚作品若しくは番組の製作者、製作者の代理人又は製作者を代理する職能団体との間の紛争の際に、調停の任務を担う。」

第 6 条

同法第 42-7 条を次のように改める。

「第 42-7 条 第 42-1 条、第 42-3 条、第 42-4 条、第 42-15 条、第 48-2 条及び第 48-3 条に規定する制裁⁽⁶⁾は、次の条件に従い言い渡す。

「1° 上に掲げる条項に定める制裁の言渡しに先立つ追及の開始及び事前審査は、視聴覚高等評議会の意見を徴した後、一回に限り再任が可能な 4 年の任期で、現職の行政裁判機関構成員の中からコンセイユ・デタ⁽⁷⁾の副院長が任命する報告担当官⁽⁸⁾が行う。」

(6) 第 42-1 条は、サービスの提供者又は配信者が法令並びに同法第 1 条及び第 3-1 条に規定する原則を遵守しなかった場合の制裁、第 42-3 条は、資本の構成、経営陣の構成、資金調達の方法等の放送事業の認可の前提となった情報に変更があった場合の認可の取消し、第 42-4 条は、視聴覚放送サービスの提供者に課される義務に対する違反があった場合に、番組内において視聴覚高等評議会の定める声明を放送させること、第 42-15 条は、紛争当事者が紛争に関する視聴覚高等評議会の決定に従わなかった場合の過料、第 48-2 条は、法令に定める義務の順守を促す視聴覚高等評議会の催告に従わなかった場合の番組の一部放送差し止め又は過料、第 48-3 条は、フランステレビジョン又はラジオフランス等に義務違反があった場合に、番組内において視聴覚高等評議会の定める声明を放送させることを定める。

(7) コンセイユ・デタ (Conseil d'État) は、最高行政裁判所であると同時に、法律に関する政府からの諮問に応じる諮問機関でもある。「国務院」と訳されることもある。

「2° 報告担当官は、制裁手続の開始の根拠となり得るあらゆる事実について検討することができる。

「3° 報告担当官は、確認した事実が制裁手続の開始の根拠となるか否かを決定する。

当該報告担当官は、当該事実が制裁手続の開始の根拠となると判断した場合には、当該手続の対象者に制裁手続の開始理由を通知し、この者は、本件書類を閲覧し、通知から1か月以内に意見書を提出することができる。当該期間は、緊急の場合には、7日間に短縮することができる。報告担当官は、当該通知の写しを視聴覚高等評議会に送付する。

「4° 事前審査は、報告担当官が主宰し、当該報告担当官は、必要と認めるあらゆる聴聞及び調査委託を行うことができる。

視聴覚高等評議会は、協定で定める条件に従って、報告担当官に、その任務の遂行に要するあらゆる手段を与える。第7条⁽⁹⁾の規定にかかわらず、報告担当官が使用する職員は、当該報告担当官の各任務の必要に応じ、その指揮下に置かれる。

「5° 事前審査の終結時に、報告担当官は、報告書にその根拠となる書類を付して、手続の対象者及び視聴覚高等評議会に送付する。

当該書類の提供又は閲覧が手続の対象者の防御権の行使に必要な場合を除き、報告担当官は、他者の営業秘密を危険にさらす文書又は当該文書に含まれる特定の情報の提供又は閲覧を拒否することができる。この場合には、開示できる形に改めた版及び当該文書又は情報の要約を手続の対象者に提供することができる。

「6° 報告担当官は、視聴覚高等評議会において、手続の対象者が召喚された審議のときに、確認した事実及び通知した制裁手続の開始理由に関する自らの意見を開陳する。必要に応じて、当該報告担当官は、当該高等評議会に、第42-1条、第42-3条、第42-4条、第42-15条、第48-2条及び第48-3条に規定する制裁⁽¹⁰⁾のいずれかを採択するよう提案する。当該高等評議会は、当該審議において、自ら選任した者の補佐を受けることができる手続の対象者を聴取し、また、手続の対象者の出席の上で、情報収集に貢献し得るあらゆる者を聴取することができる。当該審議は、報告担当官による報告書の提出から2か月以内に開催する。

「報告担当官は、合議に加わらない。

「当該手続の終結時に採択される当該高等評議会の決定は、決定の名宛人に、並びにサービスの送信の停止の場合には、フランスにおけるサービスの送信を確保し、及び当該停止措置の実施を確保しなければならない配信者又は衛星通信事業者に理由を付して通知する。法律で保護される秘密を除き、当該高等評議会の決定は、官報に掲載する。

「7° 制裁手続は、視聴覚高等評議会が第42-10条に規定する手続⁽¹¹⁾の実施を決定する場合には、停止される。

「この条の適用の方法は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。」

第7条

同法を次のように改める。

(8) 司法に属する報告担当官 (rapporteur) を設置することが今回の改正の主眼のひとつであり、以下に制裁手続におけるその任務を規定する。

(9) 第7条では、視聴覚高等評議会の職員は視聴覚高等評議会の長の所管の下に置かれるとしている。

(10) 前掲注(6)参照。

(11) この法律の規定に対する違反がある場合に、これを是正するための手続。

- 1° 第 42-6 条、第 48-6 条及び第 48-7 条を削除する。
- 2° 第 48-3 条第 3 文末尾の「48-6」を「42-7」とする。

第 8 条

同法第 44 条 III 第 1 文末尾の「本土の」を削る。

第 9 条

同法第 47-1 条 3° の末尾に次のように加える⁽¹²⁾。「、そのうち 1 人は消費法典 L. 第 411-1 条の規定に従い認可を受けた全国規模の消費者保護団体の代表者とする。」

第 10 条

同法第 47-2 条 3° の末尾に次のように加える。「、そのうち 1 人は消費法典 L. 第 411-1 条の規定に従い認可を受けた全国規模の消費者保護団体の代表者とする。」

第 11 条

同法第 47-3 条 3° の末尾に次のように加える。「、及び他の 1 人は在外フランス人会議⁽¹³⁾の代表者とする。」

第 12 条

I. 同法第 47-4 条を次のように改める。

「第 47-4 条⁽¹⁴⁾ フランステレビジョン、ラジオフランス及びフランス国外の放送を担う会社の長は、5 年の任期で、視聴覚高等評議会がその構成員の過半数の賛成をもって任命する。当該任命は、識見及び経験に関する基準に基づく理由を付した決定の対象となる。

「候補者は、視聴覚高等評議会に推薦され、戦略計画に基づき評価を受ける。

「フランステレビジョン、ラジオフランス及びフランス国外の放送を担う会社の長の任命は、実際の職務開始の 4 か月前から 3 か月前の間に行う。

「視聴覚高等評議会は、第 1 項に規定する長の任期の開始から 4 年後に、フランステレビジョン、ラジオフランス及びフランス国外の放送を担う会社の業績について、国営企業の戦略計画に照らして評価し、理由を付した意見を表明する。当該意見は、国民議会及び元老院の所管の常任委員会に通知する。

「第 1 項に規定する長は、任期の開始後 2 か月以内に、両院の議長及び両院の所管の常任委員会に運営方針に関する報告書を送付する。両院の文化的事項を所管する常任委員会は、当該報告書に基づき、第 1 項に規定する長に対して聴聞を行うことができる。」

II. この法律の審署の後、視聴覚高等評議会は、この法律により改正された条件に従い、コミュニケーションの自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 47-5 条に基づき、フランステレビジョン、ラジオフランス及びフランス国外の放送を担う会社の長の任期を途中で終わらせることができる。

III. 同法第 47-1 条、第 47-2 条、第 47-3 条及び第 50 条⁽¹⁵⁾に次の 1 項を加える。

「2° 及び 3° に基づき行われる任命に際して、それぞれの性別の構成員数の差は、1 を超

(12) 同法では、第 47-1 条でフランステレビジョンについて、第 47-2 条でラジオフランスについて、第 47-3 条でフランス国外の放送を担う会社について、及び第 50 条で国立視聴覚研究所について、それぞれの経営委員会の構成を定めている。いずれの条文においても 3° は視聴覚高等評議会により選任される委員数を定めており、この法律第 9 条及び第 10 条により、そのうち 1 人は消費者保護団体の代表者とすることを規定する。なお、国立視聴覚研究所については、後掲注 (20) を参照。

(13) 在外フランス人会議 (Assemblée des Français de l'étranger: AFE) は、在外フランス人により選出され、在外フランス人に関する政策等について、政府と協議する会議である。在外フランス人代表の上院議員を選出する選挙の選挙人団でもある。

(14) 公共放送会社であるフランステレビジョン、ラジオフランス及びフランス国外の放送を担う会社の長の任命権を大統領から視聴覚高等評議会へ変更し政府の介入を抑制することも、今回の改正の主眼のひとつである。

えてはならない。」

第 13 条

同法第 50 条⁽¹⁶⁾の最後から 2 番目の項⁽¹⁷⁾に、「憲法第 13 条第 5 項⁽¹⁸⁾の適用に関する 2010 年 7 月 23 日の組織法律第 2010-837 号に従い文化的事項を所管する常任委員会の意見を徴した後、」を加える。

第 14 条

同法第 47-5 条第 1 項を次のように改める。

「フランステレビジョン、ラジオフランス及びフランス国外の放送を担う会社の長の任期は、第 47-4 条第 1 項に規定する条件に従い、理由を付した決定により終了させることができる。」

第 15 条

憲法第 13 条第 5 項の適用に関する 2010 年 7 月 23 日の法律第 2010-838 号別表⁽¹⁹⁾第 34 行の次に、次の一行を加える。

国立視聴覚研究所長 ⁽²⁰⁾	文化活動に関して権限を有する委員会
---------------------------	-------------------

第 16 条

前述の 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 17-1 条第 2 項第 1 文に、「職務上の秘密を尊重し、」を加える。

第 17 条

同法第 18 条⁽²¹⁾を次のように改める。

- 1° 第 1 項第 1 文中、最初に出てくる「法律」という語の次に、「第 29 条、第 29-1 条、第 30-1 条、第 30-5 条及び第 30-6 条⁽²²⁾に基づき配分される電波資源の利用の許可決定に関する影響、特に経済的影響」を加える。
- 2° 第 2 項の次に、次の 2 項を加える。

(15) 前掲注 (5) 参照。いずれの条文についても、2° は政府から選任される経営委員会委員の数、3° は視聴覚高等評議会により選任される経営委員会委員の数を規定する。

(16) 国立視聴覚研究所の経営委員会の構成を定める条項。

(17) 改正箇所は次の下線部分である。

「第 50 条 [第 2 項] 政府を代表する経営委員会委員のうちから選任される委員長は、憲法第 13 条第 5 項の適用に関する 2010 年 7 月 23 日の組織法律第 2010-837 号に従い文化的事項を所管する常任委員会の意見を徴した後、大臣会議の議を経るデクレにより 5 年の任期で任命される。」

ただし、この改正は、憲法院判決 (Décision n° 2013-677 DC du 14 novembre 2013) により違憲とされた。

(18) 憲法第 13 条第 5 項では「第 3 項に定める者 [(コンセイユ・デタ評定官、賞勲局総裁、大使及び特使、会計検査院主任検査官、知事、第 74 条の規定により規律される海外地方公共団体及びニューカレドニアにおける国の代表、将官、大学区長並びに中央行政省庁の長)] 以外の官職又は職務で、権利及び自由の保障又は国民の経済生活及び社会生活の重要性により、それらに関する共和国大統領の任命権が各議院の所管の常任委員会から公的な意見を得た後に行使される者は、組織法律により定める。共和国大統領は、各委員会の反対票の [両委員会の] 和が、両委員会で示された表決数 [の和] の 5 分の 3 以上になる場合には、任命を行うことができない。その官職又は職務に応じて所管の常任委員会を法律により定める。」とされている。

(19) 任命に際して各議院の所管の常任委員会から公的な意見を得ることが必要とされる官職・職務に対し、その所管の常任委員会を示す表。

(20) 国立視聴覚研究所 (Institut national de l'audiovisuel: INA) は、1974 年に発足したフランスの放送番組の収集・記録・保存・提供、視聴覚関係の研究等を行う機関。放送番組の法定納本機関でもある。近年は保存番組のデジタル化やその活用を積極的に推進している。

(21) 視聴覚高等評議会の年次報告書の作成に関する規定。

(22) 第 29 条は地上波によるラジオ放送のための周波数帯の利用について、第 29-1 条はデジタル方式の地上波によるラジオ放送について、第 30-1 条はデジタル方式の地上波によるラジオ放送のための無線資源について、第 30-5 条はラジオ・テレビ以外の視聴覚コミュニケーション放送のための地上波によるラジオ資源について、第 30-6 条は衛星ラジオについて、それぞれ法律又は視聴覚高等評議会の認可に基づき行われることを定める。

「当該報告書は、集中の制限及び多元主義の侵害の予防を目的とする第 39 条から第 41-4 条まで⁽²³⁾の適用により講じる措置の提示を含むものとする。同報告書は、特に、関係する視聴覚事業者について、同条で規定する制限に関する状況を示す詳細な一覧を含むものとする。

「第 1 項に規定する報告書は、地方を対象とするテレビジョンサービスの発展及び資金調達の方法について分析する。また、当該報告書は、EU 加盟国の国家視聴覚規制機関の間で得られた協力及び合意について、その概要を記載する。」

3° 次の 1 項を末尾に加える。

「第 1 項に規定する報告書は、毎年、その公表の翌月に、視聴覚高等評議会の長が両院の文化的事項を所管する常任委員会の公聴会に提出する。各委員会は、法律の適用について意見を採択することができ、当該意見は視聴覚高等評議会に送付するとともに公表する。当該意見には、法律の適切な執行又はその効果の評価についての視聴覚高等評議会に対する提案を含めることができる。」

第 18 条

I. 同法第 21 条を次のように改める。

1° 第 1 項⁽²⁴⁾の次に次の 3 項を加える。

「放送現代化委員会⁽²⁵⁾は、各議院の文化的事項及び経済的事項を所管する 2 つの常任委員会がそれぞれ男女同数となるよう指名する少なくとも 1 名の野党議員を含む 4 名の国民議会議員及び少なくとも 1 名の野党議員を含む 4 名の元老院議員で構成する。当該委員会は、常に、放送現代化に必要な方法及びその実施についての意見及び提案を表明することができる。

「前項の目的のために、放送現代化委員会は、視聴覚高等評議会及び電子通信・郵便規制機関⁽²⁶⁾の聴聞を行うことができる。

「首相は、視聴覚高等評議会に分配された周波数の変更計画及び放送現代化に関する計画について、あらかじめ放送現代化委員会の意見を求める。当該委員会は、3 か月以内に意見を提出する。」

2° 最後の 2 項を削る。

II. 郵便・電気通信法典第 42-2 条第 3 項を削る。

第 19 条

前記 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 28 条⁽²⁷⁾の末尾に次の 2 項を加える。

「第 30-1 条⁽²⁸⁾の適用により許可された国営テレビジョンサービス又は第 41-3 条⁽²⁹⁾に規定する国内放送通信網に属するラジオサービスに係る協定の改正であって、関連契約の

(23) 資本所有規制や外資規制に関する条項。

(24) 第 21 条は周波数の管理及び配分について首相の権限等を規定する。

(25) 放送現代化委員会 (Commission de la modernisation de la diffusion audiovisuelle) はこの改正によって創設された組織。

(26) 電子通信・郵便規制機関 (Autorité de régulation des communications électroniques et des postes: ARCEP) は独立行政機関で、通信事業者に適用する全般的な義務を規定し、不遵守の場合には制裁を加えることができる。主な任務は、全国周波数庁 (Agence Nationale des Fréquences) から分配された周波数の割当て、市場状況及び財政状況の検討、周波数使用料や周波数管理料収入額の調整、料金水準算定に必要な指数を決定することである。

(27) 第 28 条は視聴覚高等評議会の経済的責務を強化するための規定。

(28) 前掲注 (22) 参照。

(29) 第 41-3 条は、許可を受けた法人を、商法典 L. 第 233-3 条 (会社の支配関係に関する規定) に基づいて支配している法人は、衛星放送等に割り当てられた周波数を用いて地上波無線ラジオ、テレビ放送を行うことができると等を規定する。

重要な変更となる可能性のあるものは全て、先に影響調査を行い、公表する。

「視聴覚高等評議会は、有用であると認める場合には、その他の許可されたサービスにつき、同様の調査を行うことができる。」

第 20 条

同法第 28-1 条 I 最終項末尾の「上記 1° 及び 5° に規定する」を「この II° 及び 5° に規定する」とする。

第 21 条

同法第 29-1 条の末尾に IV として次を加える。

「IV. 経済的及び財政的に実現可能な限りにおいて、特に広告収入を考慮して、視聴覚高等評議会は、利用者からの収入に頼らず、かつ、運営主体の多様性及び情報の多元主義の強化に寄与するサービスを優遇する。」⁽³⁰⁾

第 22 条

同法第 30-1 条 III 第 5 項第 1 文中「サービスの再開を優遇する」を「同一の地理的区域内で受信されるサービスを優先的に許可する」とする。

第 23 条

同法第 31 条⁽³¹⁾を次のように改める。

1° 第 1 項の前に次の 1 項を加える。

「視聴覚高等評議会がこの節に規定する条件に従って認めることができる電波資源の利用に関する許可は、関係する視聴覚コミュニケーションサービス市場の経済状況を考慮する。」

2° 最終項を削る。

3° 次の 2 項を加える。

「第 2 項及び第 28-4 条に規定する公開協議⁽³²⁾を実施する場合には、視聴覚高等評議会は、電波資源の利用の許可決定に関する影響、特に経済的影響の調査も行う。当該調査は、公表される。

「第 2 項若しくは第 28-4 条に規定する公開協議又はこの条最後から 2 番目の項に規定する影響調査により、関係する視聴覚通信サービス市場の経済状況が、第 29 条、第 29-1 条、第 30-1 条、第 30-5 条及び第 30-6 条⁽³³⁾に規定する手続の開始に適さないことが明らかになった場合には、視聴覚高等評議会は、最長 2 年間、その開始を延期することができ、同じ状況の場合にはもう一度延期することができる。」

第 24 条

同法第 33-1 条を次のように改める。

1° II 第 1 項中「及びテレビジョン」を「、テレビジョン及びオンデマンドの視聴覚メディア」とする。

2° III 第 1 項第 1 文冒頭の「オンデマンドの視聴覚メディアサービス及び、」を削る。

(30) 視聴覚高等評議会が、地上波デジタル・ラジオ放送のサービス無料化を促進するための規定。

(31) 第 31 条は、視聴覚高等評議会が、周波数割当てに当たって経済状況を考慮し、視聴覚サービスの提供の延期を決定できるようにする規定。

(32) 周波数の割当てが市場の経済状況に影響を及ぼす可能性がある場合、公開協議を実施することが規定されている。

(33) 前掲注(22)参照。

第 25 条

同法第 34 条 I 第 1 項中「又はテレビジョン」を「、テレビジョン又はオンデマンドの視聴覚メディア」とする。

第 26 条

同法を次のように改める。⁽³⁴⁾

1° 第 42-1 条第 1 項の「不履行 [の重要性を考慮し、]」という語の次に、「かつ、当該不履行が既に催告の対象となった事実と別の事実に基づいているか又は別の時期に係るものである場合には、」を加える。

2° 第 48-2 条第 1 文の「通知を受けた [催告に従わず、]」という語の次に、「かつ、これらの制裁が既に催告の対象となった事実と別の事実に基づいているか又は別の時期に係るものである場合には」を加える。

第 27 条

同法第 42-3 条⁽³⁵⁾を次のように改める。

1° 最終項を次のように改める。

「第 1 条及び第 3-1 条の遵守を条件として、視聴覚高等評議会は、資金調達の方法の変更につき、当該変更が利用者からの収入に頼るか否かに関わるものである場合には、理由を付した決定により、認可を与えることができる。当該決定に先立ち、評議会は、影響調査、特に経済的な影響の調査を実施し、守秘義務の範囲内で公表する。評議会はまた、許可者の公開の聴聞を実施し、第三者から要求があった場合には、その者も聴聞の対象とする。この許可内容の変更は、地上波テレビサービスの広告市場の均衡を考慮した上で、認可することができる。」

2° 末尾に次の 3 項を加える。

「第 1 項の適用を妨げることなく、第 29 条、第 29-1 条、第 30-1 条、第 30-5 条⁽³⁶⁾及び第 96 条⁽³⁷⁾の適用による許可を受けた事業者は、許可を受けた会社に対する商法典第 233-3 条にいう直接又は間接の支配に変更が生じた場合には、視聴覚高等評議会の認可を受けなければならない。当該認可は、理由を付した決定の対象となる。

「当該支配の変更が、この法律第 30-1 条の適用による許可を受けたテレビの全国放送又は第 41-3 条にいう全国規模の放送網に属するラジオサービスに係るものであり、かつ、この変更が関連契約の重要な変更となる可能性がある場合には、認可に先立ち影響調査、特に経済的な影響の調査を実施し、守秘義務の範囲内で公表する。

「視聴覚高等評議会は、有用であると認める場合には、その他の許可されたサービスにつき、同様の調査を行うことができる。」

第 28 条

I. 同法第 53 条⁽³⁸⁾を次のように改める。

1° I の最後から 2 番目の項の最終文を次の 3 文に改める。

「当該委員会は、この目標及び手段に関する契約⁽³⁹⁾並びにこれに追加条項がある場合

(34) 前掲注 (6) 参照。

(35) 同上

(36) 前掲注 (22) 参照。

(37) 第 96 条はこの後、「第二次デジタル波分配と地上波デジタル放送の現代化の促進に関する 2015 年 10 月 14 日の法律第 2015-1276 号」により削除されている。

(38) 第 53 条は、公共放送事業主体の運営上の政府あるいは視聴覚高等評議会に対する義務を規定する。

にはその追加条項に対し、6週間の間に意見を作成することができる。議会が会期中でない場合には、この期間は、次の常会又は臨時会の開会時から開始するものとする。視聴覚高等評議会は、フランステレビジョン、ラジオフランス及びフランス国外の放送を担う会社との目標及び手段に関する契約並びにこれらの契約に追加条項がある場合にはその追加条項に対し、4週間の間に意見を作成する。」

2° II 最終項の前に、次の1項を加える。

「このII第2項及び第3項にいう報告書は、当該会社が制作企業との関係においてとった管理の措置について報告するものとする。」

3° IIの末尾に次の1項を加える。

「毎年、フランステレビジョン、ラジオフランス及びフランス国外の放送を担う会社の目標及び手段に関する契約の履行に関する報告書は、視聴覚高等評議会の意見を求めるために、当該評議会に送付される。この意見は、公表する。議会両院の所管の常任委員会は、この意見に基づき視聴覚高等評議会会長の聴聞を実施することができる。」

4° VI第1項⁽⁴⁰⁾を次のように改める。

a) 第2文及び第3文を次の1文に改める。

「この規定は、公益のキャンペーンには適用しない。」

b) 最終文を削る。

II. 租税一般法典第302条の2KG⁽⁴¹⁾のIV1を次のように改める。

「1. この税は、各テレビ放送サービスに帰属する、付加価値税を除いた年間の支払総額のうち、1100万ユーロを超える部分について、0.5%の税率で計算する。」

第29条

前記1986年9月30日の法律第86-1067号第71-1条⁽⁴²⁾を次のように改める。

1° 第2項の末尾に「作品の主要部分に出資した場合を除き、」を加える。

2° 末尾に次の2項を加える。

「第1項に規定するデクレ⁽⁴³⁾は、第2項に規定する主要部分が表す程度⁽⁴⁴⁾並びにサービスの提供者が制作者の株式を保有する場合に直接的又は間接的に保有する二次使用権及び代理販売権の範囲を定める。

「当該デクレは、同様に、サービスの提供者による放送権の保有期間並びに作品の製作におけるサービスの提供者の責任の性質及び範囲を考慮することができる。」

第30条

同法第103条及び104条を削除する。

(39) 目標手段契約 (contrats d'objectifs et de moyens: COM) は、3～5年間の公共放送としての中期目標と実施手段を政府と協議して決定し、その財源を政府が保障する契約。

(40) 「視聴覚コミュニケーションとテレビの新しい公共サービスに関する2009年3月5日の法律第2009-258号」による重要な改正で、公共放送における20時から6時までの広告放送を廃止した。

(41) スポンサーが支払う、広告収入にかけられる租税。

(42) サービス提供者の独立制作番組への貢献における資本関係について規定する条項。

(43) 「テレビジョンサービスの番組制作への貢献形態の改正に関する2015年4月27日のデクレ第2015-483号」(Décret n° 2015-483 du 27 avril 2015 portant modification du régime de contribution à la production d'œuvres audiovisuelles des services de télévision) として公布された。

(44) 制作の見積額の70%。

第 2 節 諸規定、経過規定及び最終規定

第 31 条

前記 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 53-1 条を次のように改める。

「第 53-1 条 フランステレビジョン、ラジオフランス及びフランス国外の放送を担う会社は、番組の製作活動及び編成活動において、年間総売上高が 5 百万ユーロを超える会社と契約を結ぶ場合には、会計及び連結会計が商法典 L. 第 232-21 条から L. 第 232-23 条までに従い裁判所の書記課に提出され、証明を受けた者とのみ契約を締結することができる。」

第 32 条

視聴覚高等評議会の構成員の任期は、この法律の施行により中断されない。共和国大統領が指名した構成員は、当該評議会議長を除き、欠員となった場合にも補充しない。

この法律第 2 条 3° は、2011 年に共和国大統領により指名された視聴覚高等評議会の構成員の任期の終了時に施行する。

第 33 条

視聴覚高等評議会は、独立行政機関としての当該評議会の活動の名目で付与されていた国の権利及び義務を、2014 年 1 月 1 日から、法人格を付与された独立公共機関として承継する。この規定は、労働契約にも適用する。

視聴覚高等評議会が所管する部署に配備される国の動産は全て、当然に、完全な所有権を伴って、法人格を付与された独立公共機関としての視聴覚高等評議会に移譲する。

権利及び義務の移譲に関する作業又はこの法律の適用により生じ得る作業は全て、無償で実施され、直接的か間接的かを問わず、いかなる性質の税の徴収も伴わない。

第 34 条

この法律の公布から 1 年間、前記 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 47-4 条第 3 項に規定する任命⁽⁴⁵⁾は、現在の任期の終了の 4 か月前から 2 か月前の間に行うことができる。

第 35 条

この法律第 6 条は、既に開始されている制裁手続に、この法律の公布の翌日から適用することができる。

第 36 条

コミュニケーションの自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号を改める 2000 年 8 月 1 日の法律第 2000-719 号第 82 条第 2 項中「、第 2 項及び第 3 項」を削る。

第 37 条

憲法第 13 条第 5 項の適用に関する 2010 年 7 月 23 日の法律第 2010-838 号別表⁽⁴⁶⁾第 31 項、第 44 項及び第 47 項を削る。

第 38 条

この法律は、共和国全土に適用することができる。

この法律は、国の法律として施行する。

(とよだ とおる)

(45) フランステレビジョン、ラジオフランス及びフランス国外の放送を担う会社の長の任命。

(46) 前掲注 (14) 及び (19) 参照。当該別表第 31 項はフランステレビジョンの長、第 44 項はラジオフランスの長、第 47 項はフランス国外の放送を担う会社の長を挙げるものであったが、この法律第 12 条により大統領任命人事から除外された。